

## 新潟県立大学入試委員会規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 48 号)

改正 平成 22 年 5 月 11 日

改正 平成 23 年 3 月 8 日

改正 平成 30 年 12 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 26 条第 2 項の規定に基づいて設ける新潟県立大学入試委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の募集に関する事項
- (2) 入学者選抜試験の実施運営に関する事項
- (3) その他入学者選抜試験に関する事項

(構成)

第 3 条 委員会は、第 4 条の規定により任命された入試委員長（以下「委員長」という。）、第 5 条の 2 の規定により任命された委員長代理及び各学部から選出された教員それぞれ 4 人以内の委員をもって構成する。

(委員長の選出方法)

第 4 条 委員長は、学内の専任教授をもって充てる。

2 委員長は、各学部教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、教育研究評議会に報告しなければならない。

(委員長代理)

第 5 条の 2 入試委員会に委員長代理を置くことができる。

2 委員長代理は、本学の専任教員の中から学長が任命し、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(定足数及び議決の方法)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員長任期は2年とし、その他の委員は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、議事録を作成し、審議経過の概要及び議決事項を記載しなければならない。

2 前項で規定する委員会の議事録は、原則として公開しない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 開学後最初の委員長は、この規程にかかわらず学長が任命する。

附 則

この規程は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月18日から施行する。